

竜王町食育推進計画 ～改訂版～

(平成23年度～平成29年度)



平成28年3月
竜王町

はじめに

「食」は人が生きていくうえで切り離せないものであり、近年、栄養の偏りや不規則な食事からくる生活習慣病の増加、「食」の安全の問題や食料自給率の低下など、「食」に関する問題が多く取り上げられています。

平成17年に、食育基本法が成立し、国をあげて食育に取り組んでいくことが明らかにされ、子どもたちの健やかな成長に欠かせないものである食育を生きる基本として、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置づけられました。

竜王町においても平成23年度を初年度とし平成27年度を目標年度とする5年間の計画期間とする「竜王町食育推進計画」を策定し、全ての食育関係者が連携しながら、食育を推進してまいりましたが、食育推進を始め健康づくりの主要計画（上位計画）である竜王町健康増進計画（健康いきいき竜王21プラン）の評価および策定（後期計画）を平成29年度に行う際、食育分野の強化を図るため、「竜王町食育推進計画」を竜王町健康増進計画（健康いきいき竜王21プラン）へ盛り込むこととし、「竜王町食育推進計画」の期間を平成29年度まで延長します。

なお、延長するにあたり「竜王町食育推進計画（改訂版）」を策定し、引き続き、「小さな町の大きな資源をいかした食育推進～竜王町まるごと食べて生涯健康～」を基本理念とし食育の推進に努めて参ります。

最後になりましたが、この計画策定にあたり貴重なご意見をいただきました食育推進計画策定委員会の皆様、ならびに関係機関の方々に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

竜王町長 竹山 秀雄

竜王町食育推進計画 目次

第1章 竜王町食育推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と位置づけ 1
- 2 計画の期間 1

第2章 食をめぐる現状と課題 2

第3章 食育推進計画の基本理念と重点目標

- 1 基本理念 4
- 2 重点目標 5

第4章 施策の展開

- 1 乳幼児期・学齢期に生涯の基本となる食習慣をつけましょう 6
 - (1) 乳幼児期における食育の推進
 - (2) 学齢期（小中学校）の食育の推進
 - (3) 学校給食を通じた食育の推進
- 2 おとなのための食育をすすめましょう 10
 - (1) 青年期（16～29歳）の食育の推進
 - (2) 壮年期（30～64歳）の食育の推進
 - (3) 老年期（65歳以上）の食育の推進
- 3 地産地消・土産土法でまちづくり 13
 - (1) 豊かな土地と地域のつながりをいかした食育の推進
 - (2) お米・野菜の消費拡大
- 4 竜王の自然と伝統をいかした食育をすすめましょう 15
 - (1) 旬の野菜の利用や季節の料理の推進
 - (2) 家庭や地域の味の継承の推進
 - (3) 食べ残しや資源の無駄づかいをなくす取組みの推進

第5章 食育推進に関する目標値 17

竜王町食育推進計画策定委員会 設置要綱 18

竜王町食育推進計画策定委員会 委員名簿 20

第1章 竜王町食育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と位置づけ

人が生きていくうえで「食」は切り離せないものであり、「食」について考えることは自分の毎日の生活を考えることにつながります。高度経済成長期から、日本では急激なライフスタイルの変化がもたらされ、食に関しても栄養の偏りや食生活の乱れ、肥満や生活習慣病の増加が問題になってきました。その影響はおとなだけでなく、子どもの成長にも大きく関わっており、「食育」を進めていくことが子どもたちの健全な育成に必要とされています。

竜王町では、すべての食育関係者（行政、教育、農業者、事業者、各種関連団体）ならびに町民が竜王町の食育について共通した目標をもって、それぞれの役割に応じた連携・協力しながら食育推進に取り組めるよう、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として平成22年度に本計画を策定いたしました。なお、策定にあたっては、竜王町健康増進計画（健康いきいき竜王21プラン）を上位計画とし、整合性を図りながら進めます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間としていましたが、竜王町健康増進計画（健康いきいき竜王21プラン）へ盛り込むことから、終期を2年延長し、平成29年度までとします。

第2章 食をめぐる現状と課題

竜王町は自然に恵まれた地域であり、四季折々の米や野菜、果物などを竜王町特産の農産物として手軽に食生活に取り入れることができます。

また、住民・関係機関の距離が近く、これまでからも園や小中学校と学校給食センターや地域ボランティアが協力した食育活動の実施、生産者と消費者の交流、行政の中でも課を越えての協力した食育推進活動が盛んに行われています。特に、学校給食センターを中心にして、竜王町産の米や野菜を給食で利用する取組みが進んでおり、子どもへの食育は積極的に取り組んできているところです。

しかし、現代の日本では食生活は質・量ともに豊かになり、外食・中食[※]・冷凍食品が普及し多様な食生活を気軽に楽しむことができるようになった一方で、家族が一緒に食事をする機会が減り、子どもが一人で食事を食べる「孤食[※]」が増えており、親から子へ伝えられてきた食に関する知識や伝統が伝わりにくくなっています。また、実際の栽培や調理をする機会も少なく、食物への感謝の気持ちを育む機会も減っています。

成人期では、健康に対する意識は高まっているものの、脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食など、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、生活習慣病の原因となる肥満者の割合が増加する一方、若い女性ではやせ願望といった現象も見られています。

豊かな食生活を送っている日本ですが、日本の食料自給率は先進国の中でも特に低く、他の国に食料を頼っている一方で、食べ残しや賞味期限切れなどに伴う廃棄等が大量に発生しています。

このようなことから、一人ひとりが正しい情報を得て、「バランスのよい食」「安全な食」等を選択する能力を身に付けることが必要となっています。

食は知育・体育など全ての基本となるものであり、竜王町民が健康な生活を送るためには、家庭のみならず学校、地域、事業所等が連携し食に関する知識や食を選択する能力を身につけることが重要な課題となっています。自然豊かな竜王町の特性を生かして、栽培、収穫、調理、食事の一連の体験を通じ、食を選択する能力を乳幼児期・学齢期に身につけ、成人期や壮年期、高齢期においても継続して食育に取り組んでいけるよう施策を講じていく必要があります。

※中食（なかしょく）：レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当やそう菜等、そのまま食事として食べられる状態に調理された食品の総称。

※孤食：食事を家族と一緒にではなく、一人で食べること。

第3章 食育推進計画の基本理念と重点目標

1 基本理念

「 小さな町の大きな資源をいかした食育推進 」
～ 竜王町まるごと食べて生涯健康 ～

食の基本は「主食・主菜・副菜・汁物」であり、それによりバランスのとれた食事をとることができます。

竜王町には、こだわりの竜王米・近江牛・野菜・果樹など地元の食材が豊富で、身近に「食」を考える環境が整っています。「食」を考えることは健康への第一歩で、子ども時代から「食」について学ぶことで生涯の健やかな生活につながります。

また、小さな町だからこそ住民・関係機関それぞれの距離が近く、顔の見えるやすい取組みがすすめられます。

これらの利点をいかした食育の推進に取り組むため、4つの重点目標を定め、食育の推進に努めます。

2 重点目標

(1) 乳幼児期・学齢期に生涯の基本となる食習慣をつけましょう

子ども時代に身につけた食習慣は、一生を左右します。乳幼児期から学齢期に向けて、園・学校や学校給食だけでなく家庭を通じて、色々な食材の体験、農業体験、調理実習などを通じた将来につながる正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけられるよう努めます。

(2) おとなのための食育をすすめましょう

大人にとっても食は元気な生活を送るためにかかせないものです。年代に応じた適切な食事の選択、生活スタイルを実践することにより、生活習慣病・低栄養などの予防に努めます。

(3) 地産地消・土産土法でまちづくり

学校給食だけでなく家庭でも、地産地消・土産土法※をすすめることで、安全で安心な食材を食べることができ、生産者との交流を通じて、薄れつつある地域でのつながりを強める取組を行います。

※土産土法：地でとれたものを漬物や干物にするなどの保存方法を考え、住んでいる環境に合わせた工夫、また旬のものをその土地ならではの料理法でもてなすこと。竜王町では、これをまちづくりに例え、町にあるたくさんの資源（農産物、観光、歴史、自然など）を見直し、一工夫こらし、新しいものを生み出すことを目指している。

(4) 竜王の自然と伝統をいかした食育をすすめましょう

郷土料理の背景には、地域の文化や歴史があります。郷土料理を次の世代に継承することで、郷土への愛着につなげます。また、豊かな自然環境を守るために、食べ残しをなくすなど環境に配慮した取組を行います。

第4章 施策の展開

1 乳幼児期・学齢期に生涯の基本となる食習慣をつけましょう

(1) 乳幼児期における食育の推進

子どもの成長過程の中で、基本的な生活リズムや望ましい食習慣を身につけることは、その後の子どもの生活を大きく左右します。また、子どもの生活にあわせて親自身の生活習慣も改善されます。この時期には、『早寝・早起き・朝ごはん』、『体を使って遊び、空腹感を感じる』など基本的なものを中心に保護者に伝えていきます。

具体的取組

● 離乳食・幼児食指導の充実

- ・乳幼児健診などを通じ、発達段階にあわせた食事や栄養に関することや偏食などに関する情報を親や祖父母へ提供します。
- ・離乳食から幼児食へ親子が食事を楽しめるように、すべての乳幼児健診（4か月・10か月・1歳半・2歳半・3歳半）での集団指導・個別指導を充実させます。

● 『早寝・早起き・朝ごはん』の推進

- ・『早寝・早起き・朝ごはん』を推進し、就園前から生活リズムをつけられるようにします。また、幼稚園では基本的な生活習慣の確立を図るため、「できたかな」※の取組みを推進します。

● 家族や友達と楽しく食べる機会の促進

- ・みんなで一緒に同じものを食べる大切さを伝え、孤食や固食※を減らし、共食※を推進します。

● 体を使う遊びの推進

- ・からだを使った遊びをすることで、空腹を感じることができ、食事をおいしく食べられます。保育所、幼稚園をはじめ乳幼児健診や、子育て支援センターでの子ども広場など様々な場所で、子どもと親が楽しく遊べるような機会を提供します。

● 歯の大切さを知っている親と子どもの育成

- ・ 歯科健診・歯科指導の中で、乳幼児期から歯の大切さを伝えるとともに、竜王チャチャチャ運動※、フッ素塗布の実施によりむし歯のない子どもの育成目指します。また、保育所、幼稚園では5歳児からフッ素洗口を行います。
- ・ 食事の際にしっかり噛んで食べることをすすめ、あごの発達を促し、満腹感を得ることで子どもの肥満防止に努めます。

※できたかな：生活点検表になっており、毎日の「早寝・早起き・朝ごはん」の様子が書かれている。生活リズム等を親も振り返り改善することができる。

※固食：いつも同じものを食べて、食事内容が固定して栄養バランスに偏りが出ること。
 ※共食：一人で食べるのではなく、家族や友人、職場の人や地域の人など、誰かと共に食事をする事。

※竜王チャチャチャ運動：清涼飲料水を飲まずに、お茶を飲むことを推進し、糖分の摂りすぎを防ぎ、虫歯予防をすすめる運動。

（２）学齢期（小中学校）の食育の推進

乳幼児期に身につけた生活習慣をもとに、小中学校においては、適切な生活習慣を身につけ、自分自身で食に関する正しい知識や選択ができる力をつける時期です。また、食に関する関心や理解を深めるために、自分達が食べている食物がどのように作られ、消費しているかを体験的に学び、生命や食べ物大切さとともに感謝の心が育つよう取り組み、豊かな人間性と生きる力の増進を図ります。

具体的取組

● 学校ごとに食育全体計画を立て、教育活動全体を通じた食育の推進

- ・ 栄養教諭※の配置を進め、学校での食育にかかる指導体制を確立するとともに、特別活動や道徳、各教科や総合的な学習の時間において食育を推進します。
- ・ 正しい食習慣や生活習慣を理解し、自ら選択できる力を育てるよう努め、生活の乱れ、やせや肥満などの問題についての改善を目指します。

● 学校と家庭、地域社会が連携した食育の推進

- ・子どもたちの食に関する情報を収集し、家庭や地域社会に情報発信します。
- ・学校での授業や活動にボランティアや健康推進員が参加することで、食育を通じた地域の方とのふれあいの場をつくれます。
- ・菜園づくり、たんぼのこ体験事業（農業体験）、中学生チャレンジウィーク（勤労体験）などを通じて、野菜や米の生産過程を学ぶことで、食物や生産者への感謝の気持ちを育みます。

● 早寝・早起き・朝ごはんの推進

- ・『早寝・早起き・朝ごはん』の取組みをさらに推進していきます。
- ・朝食欠食率を低下させるとともに朝食の質の充実を目指します。

● 家族や友達と楽しく食べる機会の促進

- ・みんなで一緒に同じものを食べる大切さを伝え、孤食や固食を減らし、共食を推進します。

● 歯を大切にすることの育成

- ・「８０２０運動」※のもと、歯みがきや竜王チャチャチャ運動の推進により、歯を大切にすることの育成します。
- ・フッ素洗口を継続して推進し、むし歯予防に努めます。
- ・学校給食に「かみかみ給食」※を取り入れ、しっかり噛んで食べることを推進します。

※栄養教諭：食に関する指導と学校給食の栄養管理を行い、学校と家庭・地域との連携・調整をはかる。

※８０２０（ハチ・マル・ニイ・マル）運動：平成元年より国と日本歯科医師会が提唱し、国民に呼びかけてきた、８０歳になっても２０本以上自分の歯を保とうという運動。２０本以上自分の歯があれば、ほとんどの食べ物をかみ砕くことができ、おいしく食べられることから始まった。

※かみかみ給食：学校給食の献立に、かみごたえのある食品を取り入れ、食材を大きく切るなどの調理方法を工夫し、「よくかんで食べる」意識付けの機会にしている。

(3) 学校給食を通じた食育の推進

学校給食は、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため、栄養のとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、地場産物を活用したり、地域の郷土料理[※]や行事食[※]を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めます。

具体的取組

● 学校給食を生きた教材として活用し、食の重要性や喜び、楽しさとともに子どもたちの心身の成長と健康の保持増進に努めます。

- ・学校給食を通して、食事についての正しい知識と望ましい食習慣を育みます。
- ・学校給食をはじめ準備、後始末等を通じて、マナーや協力等の人間関係形成に努めます。
- ・「あったかご飯」や地場産物の積極的な利用により、郷土愛を育むとともに地域の伝統的な郷土料理や行事食を子どもたちに伝えます。
- ・園・学校からのお便りや給食だより、有線放送を利用し、季節行事や料理を家族にも知ってもらう機会を提供します。

● 「食育月間」、「食の日」の取組みの推進

- ・毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」として「ふるさと給食」を実施し、学校給食をはじめ、学校ごとに食育の啓発に努めます。

※郷土料理：地域の生活の中で、作り食べ伝承されてきた、その土地特有の料理のこと。

※行事食：季節折々の伝統行事などの際にいただく料理、特別な行事の時の食事のことをいい、季節の風物詩の一つにもなっている。

2 おとなのための食育をすすめましょう

(1) 青年期（16～29歳）の食育の推進

青年期におちいりやすい過度なダイエットや好きなものだけを食えるといった食生活の偏りを少なくすることや、食習慣が乱れてもこれまでに身につけた食習慣や生活習慣に関する正しい選択のできる力を保つことのできる取組みを推進します。また、乳幼児期から取組まれている歯科への取組の評価を行い、歯の健康を維持できるようすすめます。

具体的取組

● 食育や歯に関する情報の提供

- ・将来、地域のリーダーとなる青年層（青年団や商工会の青年部など）に食育についての啓発など働きかけを行っていきます。
- ・成人式等の機会を利用し、幼少期のフッ素塗布やフッ素洗口の評価をするなど、歯の健康に関する啓発や食育に関する啓発を行っていきます。

● 『朝ごはん』と野菜摂取』の推進

- ・一日の活動の源になる朝ごはん、生活習慣病予防や身体の調子を整えるために1日350gの野菜の摂取ができるように推進します。

● 家族や友達と楽しく食べる機会の促進

- ・みんなで一緒に同じものを食べる大切さを伝え、孤食や固食を減らし、共食を推進します。

(2) 壮年期（30～64歳）の食育の推進

この時期には、毎日の忙しさから不規則な生活になり、不健康な生活習慣を続けていくことにより、メタボリックシンドロームや生活習慣病などの問題が出てくる人も多くいます。必ず健診を受診し、自分の健康状態を確認することで、疾病の早期発見・早期治療に努める必要があります。また、食生活や運動などの生活習慣の改善が図れるよう、取組みをすすめます。

具体的取組

● 野菜摂取についての啓発

- ・ 竜王町の野菜摂取量の実態、一日に必要な野菜摂取量、旬の野菜について広く知ってもらうために、野菜摂取の重要性について下記の内容の啓発を行います。

▼特定健診などの場を活用した広報の実施

▼健康推進員の活動である「野菜食べ隊」の推進

▼食事バランスガイド※の普及

● 『朝ごはん』と野菜摂取』の推進

- ・ 一日の活動の源になる朝ごはん、生活習慣病予防や身体の調子を整えるために1日350gの野菜の摂取ができるように推進します。

● 家族や友達と楽しく食べる機会の促進

- ・ みんなで一緒に同じものを食べる大切さを伝え、孤食や固食を減らし、共食を推進します。

● 健診の受診率の向上と健康教育の充実

- ・ 特定健診など健康診査の受診率の向上を目指します。
- ・ 健診結果を健康管理に役立てるように、健診結果に基づいて、生活習慣病予防に関する健康教育を充実させます。
- ・ 健康推進員の地区活動における健康教育を充実させ、地域から健康づくりの推進を図ります。

● 歯の健康に関する啓発

- ・ 健康な歯を保つことができるよう、「8020運動」を推進します。
- ・ 年1回は、歯科健診を受けに行くことをすすめます。
- ・ よく噛んで食事をとることを推奨し、肥満の予防・解消をすすめます。

● 外食成分表示店の推進

- ・ 健康づくり応援団の加盟店を拡大し、カロリー・成分表示の店が増えるよう取り組みます。

※食事バランスガイド：平成17年6月に「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したものです。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されている。

(3) 老年期（65歳以上）の食育の推進

加齢に伴い、身体や口の機能が落ちてくる時期です。味覚や嗜好の変化、嚙む能力や飲み込みの低下、家族との生活リズムの違いや独居により、一人での食事になるなどの要因で、少食や偏った食事内容になりがちです。そのため、必要な栄養がとれず、低栄養が問題になってきます。高齢になっても、自分の歯で食事ができ、周囲との関わりをもちながら食べる楽しみを感じ生活できるよう取組みをすすめます。

具体的取組

● 低栄養や筋力低下の予防

- ・食の偏りや低栄養にならないための啓発や取組を行います。
- ・ひとり暮らしなど高齢世帯には配食サービスなどの情報提供を行います。

● 家族や友達と楽しく食べる機会の促進

- ・みんなで一緒に同じものを食べる大切さを伝え、孤食や固食を減らし、共食を推進します。

● 健康な歯を維持する取組みの推進

- ・口腔嚥下体操を啓発し、おいしく食べることのできる口腔機能の維持の取組を行います。
- ・歯科保健センターでは、在宅の要介護の方へ訪問による口腔ケアや歯科治療を行い、口腔機能の維持に努めます。

● 地域との関わりをもてる機会の提供

- ・おたっしや教室、福祉サロン、健康推進員の健康教室などで、運動や食事の機会をとおして地域の人々との関わりの機会をもてる機会をつくれます。

3 地産地消・土産土法でまちづくり

(1) 豊かな土地と地域のつながりをいかした食育の推進

学校給食ではすでに地元産の米や野菜、加工品などを積極的に取入れています。この取組みを広く家庭や地域にも広め、地産地消・土産土法をすすめていきます。

また、園や小・中学校、家庭での農業体験を通じて生産過程や安全な農作物について考える機会をもち、さらに農業体験や直売所などで地元の生産者との交流を通して、薄れつつある地域でのつながりを強める取組みを行います。

具体的取組

● 地場産物生産者との交流

- ・学校給食へ農作物等を提供している生産者との交流の機会を積極的につくり、地域とのつながりを強め、子どもの農業への関心を高めます。
- ・学校給食に野菜を提供している生産者の畑には「学校給食畑」ののぼり旗を設置しています。

● 農業体験の推進

- ・保育所や幼稚園、小・中学校、家庭で野菜や米などの農作物を作る経験を通して、食べ物大切さを実感する機会の提供を推進します。
- ・体験を通し、作る大変さや収穫の喜びを学んでいきます。
- ・中学生チャレンジウィークにおいて農業体験も組み入れています。

● 家庭・地域への情報の伝達

- ・学校給食で取り組んでいる地産地消の取組みを、積極的に給食便りや有線放送等で家庭や地域に伝達します。

● 学校給食において地場産物を利用しやすい体制づくり

- ・生産者にとっても加工者にとっても、無理なく地場産物を給食に利用できるための仕組や体制、設備などを整えます。

(2) お米・野菜の消費拡大

食事バランスガイドを活用して、米食を中心とした「日本型食生活」*を進めることで、現代の脂質を取りすぎている食生活を見直します。

また、先進国の中で最低水準である日本の食料自給率について積極的に学び、安心・安全な地元産の米や野菜などを知ってもらう機会をつくります。また消費者が安定的に地場産物を購入できるように、地産力を高めます。

具体的取組

● 若い世代への米の普及

- ・乳幼児健診や子育て支援センターなどと連携し、若い親の世代に竜王町の米や食事バランスガイドを用いて理想的な「日本型食生活」について伝えます。
- ・竜王町の米を購入できる場所や、竜王町の生産者について知ってもらう機会をつくります。

● 生産者と消費者の交流

- ・町内外の人に竜王町の米や農作物のおいしさを知ってもらうために、田植え体験や稲刈り体験、芋ほり体験などを開催します。
- ・園や学校での体験事業では、事業の目的や内容を保護者へ積極的に伝え、子どもを通じて大人に対しても食の大切さについて学ぶ機会をつくります。

● 直売所等における地場野菜の充実

- ・年間を通して地元の野菜を食べられるように、作付け時期などの工夫を生産者に伝えます。
- ・道の駅（野菜ソムリエ）と連携して健康野菜の啓発に努め、野菜摂取の拡大を図ります。

● 環境にやさしい農業の推進

- ・環境こだわり農作物[※]の栽培を増やします。

● 食料自給率向上の取り組みの推進

- ・食料自給率向上に向け、一人一人が食料自給率の現状について理解し、国産農作物等を積極的に選択できるような普及啓発を行います。

※日本型食生活：米を中心に水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成され、栄養バランスに優れているだけでなく、日本各地で生産される農林水産物を多彩に盛り込んでいる特徴をもつ。

※環境こだわり農作物：滋賀県環境こだわり農業推進条例に基づき、自然環境に配慮した栽培方法によって作られた、人と自然にやさしい農産物です。農薬・化学肥料の使用量を通常の50%以下に減らし、いつ・どこで・どんな農薬や化学肥料を使ったのかを記録するなど、生産管理にも取り組んでいる。

4 竜王の自然と伝統をいかした食育をすすめましょう

(1) 旬の野菜の利用や季節の料理の推進

竜王町では直売所で地域の農作物を購入することができ、旬の農作物を気軽に購入できる環境が整っています。栄養価も高く、季節を感じることができる旬の農作物の利用を推進します。

具体的取組

● 旬の農作物に関する情報提供の促進

- ・ 季節の野菜や果物の収穫時期のカレンダーを作成し、旬に関心をもってもらえるように広く町民に働きかけます。
- ・ 旬の野菜を使った調理メニューを紹介します。

(2) 家庭や地域の味の継承の推進

地域で受け継がれてきた食文化や季節の行事食は、郷土料理や季節行事を通して人と人とのつながりを深めます。現代の食生活の多様化や簡素化、また外食産業の発展などにより、衰退している伝統的な行事食や地域の特色ある食文化を守るために、食文化の継承を図ります。

具体的取組

● 地域の特色ある郷土料理に関する学習機会の提供

- ・ 滋賀県や竜王町に伝わる郷土料理を、学校給食やイベント、地域の生活改善実行グループの活動などにおいて紹介し、地域で受け継がれてきた料理に触れる機会を充実させます。

● 季節の行事食を学ぶ機会の推進

- ・ 保育所、子育て支援センターや学校給食などの活動を通して季節の行事食を学んだり体験する機会を推進します。
- ・ 子どもを通して保護者に行事食の大切さや季節を感じる機会を提供します。

● 地域で作られている料理の伝承

- ・健康推進員を中心にして、地域や家庭で作られている料理についてまとめ、家庭や地域の味の伝承を推進する。

(3) 食べ残しや資源の無駄づかいをなくす取組みの推進

竜王町の豊かな自然環境を守り、食物の大切さを学ぶためにも、学校や家庭を含めて地域一体となって食べ残しをなくすように取組みます。また、限られた資源を大切にするために、マイバッグ運動などを推進します。

具体的取組

● 食べ残しをゼロにする取組みの推進

- ・日本の食べ残しの量について学ぶ機会をつくり、家庭でも、給食でも食べ残しをゼロにする取組みを推進します。
- ・食品を無駄にしない調理方法や保存方法の工夫を、給食だよりや町広報などで情報発信します。

● 生ごみの再資源化の推進

- ・生ごみ処理機などを利用することで、生ごみを資源（堆肥）として再利用します。

● 資源の無駄づかいを削減する取組の推進

- ・買い物にはマイバッグを利用し、マイバッグの数も必要以上には持たないことを周知します。
- ・家庭や地域で行うイベントでは、箸や食器やコップなどを家庭から持ち寄り資源の無駄づかいをなくします。

第5章 食育推進に関する目標値

★…目標達成

内 容		食育推進計画		改訂版		出典先
		現状	目標値	現状	目標値	
		平成22年	平成27年	平成27年	平成29年	
朝食を食べない人を減らす ※(朝食を)「週2～3日食べる」と 「ほとんど食べない」の合計		14.4% (平成20年3月)	12.0%	11.3%★	8.0%	健康いきいき竜 王21プラン (平成25年3月)
夕食を家族と一緒に食べている児 童を増やす (いつも食べている)		68.6% (平成22年)	75.0%	-	-	(学力調査(小 6)項目から削 除)
健康のために食生活で心がけてい ることが10個以上ある人を増やす		11.3% (平成20年3月)	20.0%	17.2%	25.0%	健康いきいき竜 王21プラン (平成25年3月)
食生活に問題を感じる人を減らす (今の食生活で)「問題が多い」と回 答した人		8.1% (平成20年3月)	6.5%	6.1%★	4.0%	
肥満者(BM25以上)の割合を減ら す 男性(20～69歳) 女性(40～69歳)		(平成22年) 26.2% 17.5%	20% 15%	27.9% 16.1%	20% 15%	若年・特定健康 診査(集団) (平成26年)
痩せ(BMI18.5未満)の割合を減 らす 女性(20～39歳)		(平成22年) 20.2%	15%	14.9%★	10%	若年健康診査 (集団) (平成26年)
学校給食における地場産物を使用 する割合を増やす(米含む)	使用重量 使用品目 (米・野菜)	60% (平成21年度) 23/35品目	70%	58.3% 23/47品目	60%	竜王町学校給食 センター学校給食 地場産実績 (平成26年度)
環境こだわり農産物の栽培面積を 増やす	水稻	427/865ha	432/832ha	555/820ha★	536/780ha	水稻共済細目書 等
食育の推進に関わるボランティアの 数を増やす	健康推進員	95名 (平成22年度)	105名	114名★ (29地区)	32地区	竜王町健康推進 協議会 (平成27年度)
野菜摂取量を増やす		231.7g (平成21年度)	350g	—	350g	滋賀の健康栄養 マップ調査 (平成27年度実 施予定)

○竜王町食育推進計画策定委員会設置要綱

(平成 22 年 9 月 30 日告示第 185 号)

(設置)

第 1 条 この要綱は、生きるための基本である健全な食生活を実践することができる人間、特に次世代を担う子ども達を育てることを目指し、家庭、学校および地域が連携・協力して、食育を推進するため竜王町食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 食育推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱または任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 教育、保健、産業等の関係者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 委員会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康推進課、産業振興課および学務課があたる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

付 則

この告示は、平成22年9月30日から施行する。

竜王町食育推進計画策定委員会 委員名簿

	所属・職名	委員名	
1	滋賀医科大学アジア疫学研究センター特任教授	有馬 久富	学識経験者
2	竜王町健康推進協議会 副会長	田中 尚子	教育、保健、産業等の関係者
3	(株) みらいパーク竜王 道の駅かがみの里	井口 和子	教育、保健、産業等の関係者
4	東近江健康福祉事務所 副参事	黒橋 真奈美	教育、保健、産業等の関係者
5	竜王中学校 栄養教諭・給食センター 管理栄養士	重田 亜砂美	教育、保健、産業等の関係者

事務局

	所 属	職 名	氏 名
1	竜王町産業振興課	課長	杼木 栄司
2	竜王町教育委員会学務課	課長	重森 義一
3	竜王町健康推進課	課長	中畠 幸作